

社会福祉法人同仁会給与規則新旧対照表(案)

現 行	改 正 後
<p>社会福祉法人同仁会給与規則</p>	<p>社会福祉法人同仁会給与規則</p>
<p>第2条 給与の種類は、次のとおりとする。</p>	<p>第2条 給与の種類は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) 本俸 (2) 職員手当 ア 管理職手当 イ 役職手当 ウ 業務手当 エ 直接処遇手当 オ 地域手当 カ 扶養手当 キ 住宅手当 ク 通勤手当 ケ 超過勤務手当 コ 夜間勤務手当 サ 宿直勤務手当 シ 日勤手当 (ア) 日曜日勤務手当 (イ) 祝日勤務手当 (ウ) 年末年始勤務手当 (エ) 早番勤務手当 (オ) 遅番勤務手当 (カ) マイクロバス運転手当 ス 期末手当 セ 勤勉手当 ソ 単身赴任手当 タ 一時金</p>	<p>(1) 本俸 (2) 職員手当 ア 管理職手当 イ 役職手当 ウ 業務手当 エ 直接処遇手当 オ 地域手当 カ 扶養手当 キ 住宅手当 ク 通勤手当 ケ 超過勤務手当 コ 夜間勤務手当 サ 宿直勤務手当 シ 日勤手当 (ア) 日曜日勤務手当 (イ) 祝日勤務手当 (ウ) 年末年始勤務手当 (エ) 早番勤務手当 (オ) 遅番勤務手当 (カ) マイクロバス運転手当 ス 期末手当 セ 勤勉手当 ソ 単身赴任手当 <u>タ 調整手当</u> <u>チ 一時金</u></p>
<p>第6条 基準賃金、管理職手当、役職手当、直接処遇手当、地域手当、住宅手当、通勤手当及び単身赴任手当は、月の1日から末日までを計算期間とし、その他の手当（期末手当及び勤勉手当を除く。）は、前月の26日から当該月の25日までを計算期間として、翌月の5日に支給する。ただし、支給日が土曜日、日曜日又は祝日のときは、前日又は後日の日に支給する。</p>	<p>第6条 基準賃金、管理職手当、役職手当、直接処遇手当、地域手当、住宅手当、通勤手当、<u>単身赴任手当及び調整手当</u>は、月の1日から末日までを計算期間とし、その他の手当（期末手当及び勤勉手当を除く。）は、前月の26日から当該月の25日までを計算期間として、翌月の5日に支給する。ただし、支給日が土曜日、日曜日又は祝日のときは、前日又は後日の日に支給する。</p>

- 2 月の途中の退職、採用又は休業等により勤務しない日（公休日を除く。）がある月の給与は、基準賃金（扶養手当を除く。）、管理職手当、役職手当、直接処遇手当、地域手当及び単身赴任手当については、それぞれの月額を当該月の日数で除した金額に、当該月の勤務日数と勤務期間中の公休日数を合計した日数を乗じて得た額と、実績に応じて支給する手当の額の合計額を支給する。この場合、円未満の端数はそれぞれに切り上げる。
- 3 育児短時間勤務、介護短時間勤務又は遅刻等により勤務しない時間がある月の給与若しくは勤務しない日と勤務しない時間がある月の給与は、次の式により計算した額を減じた額を支給する。この場合、円未満の端数は切り捨てる。

$$\frac{\text{本俸} + \text{管理職手当} + \text{業務手当} + \text{役職手当} + \text{地域手当}}{170} \times \text{時間数}$$

第9条の2 直接処遇手当は、入所施設（内原深敬寮の通所を含む。）の常勤職員のうち直接処遇職員（施設長は除く。）に月額5,000円を支給する。

- 2 月の途中の退職、採用又は休業等により勤務しない日（公休日を除く。）がある月の給与は、基準賃金（扶養手当を除く。）、管理職手当、役職手当、直接処遇手当、地域手当、単身赴任手当及び調整手当（次項において「本俸等」という。）については、それぞれの月額を当該月の日数で除した金額に、当該月の勤務日数と勤務期間中の公休日数を合計した日数を乗じて得た額と、実績に応じて支給する手当の額の合計額を支給する。この場合、円未満の端数はそれぞれに切り上げる。
- 3 育児短時間勤務、介護短時間勤務又は遅刻等により勤務しない時間がある月若しくは勤務しない日と勤務しない時間がある月の俸給等は、それぞれの月額を170で除した額に勤務しない時間を乗じた額をそれぞれの月額から減じた金額を支給する。この場合、円未満の端数はそれぞれに切り捨てる。

第9条の2 直接処遇手当は、入所施設（内原深敬寮の通所を含む。）及び児童家庭支援センターの常勤職員のうち直接処遇職員（施設長は除く。）に月額5,000円を支給する。

（調整手当）

第20条の2 調整手当は、国の処遇改善施策に対応するため、週当たり30時間以上勤務する職員に次のとおり支給する。ただし、保育園及びゆうゆう館に勤務する事務員以外の職員を除く。

区 分	調整手当月額
週40時間勤務職員	3,000円
週30～39時間勤務職員	2,250円

付 則

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 第9条の2及び第20条の2の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- この規則による調整手当の支給は、国が処遇改善のために行う施策に伴う予算措置がある間において実施する。